

特記仕様書

1 委託内容

(1) 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付するものとする。

なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付するものとする。

ア 収集・運搬に関する事業範囲

許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____

事業範囲： _____ 事業範囲： _____

許可の条件： _____ 許可の条件： _____

許可番号： _____ 許可番号： _____

イ 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____

事業範囲： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

(2) 委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び契約単価

発注者が、受注者に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び契約単価は、次のとおりとする。

なお、予定数量に増減があっても、受注者は損害賠償等を発注者に請求しないものとする。

種類： 汚泥（脱水ケーキ）

予定数量： 500 t

契約単価： ●●, ●●●円/t（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額●●●円/t）

(3) 処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から委託された前記(2)の産業廃棄物を次の処分施設に搬入するとともに、次のとおり処分するものとする。

事業場の名称： _____

所在地： _____

処分の方法： _____

施設の処理能力： _____

(4) 収集・運搬過程における積替保管

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わないものとする。

2 適正処理に必要な情報の提供

(1) 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、有害物質等試験結果を別紙のとおり提供する。

(2) 受注者は、当該産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報が、前記(1)の規定により発注者から提供された情報（仕様書含む）以外にある場合は、あらかじめ発注者にその情報について確認しなければならない。この場合、発注者は書面をもって受注者に提供する。

(3) 発注者は、委託契約期間中、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知するものとする。

なお、通知する場合の性状等の変動幅については、あらかじめ発注者と受注者で協議のうえ定めるものとする。

(4) 発注者は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試

験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類：汚泥(脱水ケーキ)

提示する時期又は回数：1回/年

3 再委託の禁止

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者自らが、法令に定める再委託基準に従って行われることを確認し、広島市委託契約約款第4条第2項の規定に基づき再委託を承諾する場合を除くものとする。

4 委託業務終了報告

受注者は発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出するものとする。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、運搬区間に応じたマニフェストB2票で、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。(電子マニフェストの場合は、電子マニフェストシステム(JWNET)のシステム上で、収集・運搬業務は「運搬」、処分業務は「処分」が確認できること。)また、受注者は、広島市委託契約約款第12条第1項に規定する委託業務実施報告書を発注者に提出しなければならない。

5 業務の一時停止

- (1) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、直ちに発注者に当該事由の内容及び発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知するものとする。発注者は、受注者が処理を適切に行えるようになるまでの間は、受注者に新たな処理の委託は行わないものとする。
- (2) 発注者は受注者から前記(1)の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

6 委託契約金額・支払い

発注者は、受注者から広島市委託契約約款第13条第1項の規定による委託契約金額の請求を受けた時は、その日から起算して30日以内に委託契約金額を支払うものとする。

7 契約の解除

- (1) 発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
- (2) 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。
 - ア 受注者の義務違反により発注者が解除した場合
 - (ア) 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - (イ) 前記(ア)に掲げる業務を受注者が行うことが困難、又は受注者に行わせることが不相当と発注者が判断した場合は、受注者は業務を停止し、その産業廃棄物を発注者に引き渡さなければならない。
 - (ウ) 前記(イ)において、発注者はその産業廃棄物の収集・運搬及び処分に要した費用を受注者に請求することができる。
 - イ 発注者の義務違反により受注者が解除した場合
その産業廃棄物の取扱いについては、発注者と受注者とが協議して、これを定める。

8 履行期間

この契約は、履行期間を令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

特記仕様書

1 受注者の構成員

受注者の構成員及び業務分担は●●●●●●共同企業体協定書において締結されたとおりである。

(1) 収集・運搬業務

住 所：_____	住 所：_____
名 称：_____	名 称：_____
代表者：_____	代表者：_____

(2) 処分業務

住 所：_____	住 所：_____
名 称：_____	名 称：_____
代表者：_____	代表者：_____

2 委託内容

(1) 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付するものとする。

なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付するものとする。

ア 収集・運搬に関する事業範囲

事業者名称：_____	事業者名称：_____
許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業範囲：_____	事業範囲：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

イ 処分に関する事業範囲

事業者名称：_____	事業者名称：_____
許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業範囲：_____	事業範囲：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

(2) 委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び契約単価

発注者が、受注者に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び契約単価は、次のとおりとする。

なお、予定数量に増減があっても、受注者は損害賠償等を発注者に請求しないものとする。

種 類：汚泥（脱水ケーキ）_____

予定数量：500 t _____

契約単価（収集・運搬業務）：●●, ●●●円/ t (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額●●●円/ t)

契約単価（処分業務）：●●, ●●●円/ t (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額●●●円/ t)

(3) 処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から委託された前記(2)の産業廃棄物を次の処分施設に搬入するとともに、次のとおり処分するものとする。

事業場の名称：_____	事業場の名称：_____
所在地：_____	所在地：_____
処分の方法：_____	処分の方法：_____
施設の処理能力：_____	施設の処理能力：_____

(4) 収集・運搬過程における積替保管

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わないものとする。

3 適正処理に必要な情報の提供

(1) 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、有害物質等試験結果を別紙のとおり提供する。

(2) 受注者は、当該産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報が、前記(1)の規定により発注者から提供された情報（仕様書含む）以外にある場合は、あらかじめ発注者にその情報について確認しなければならない。この場合、発注者は書面をもって受注者に提供する。

(3) 発注者は、委託契約期間中、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知するものとする。

なお、通知する場合の性状等の変動幅については、あらかじめ発注者と受注者で協議のうえ定めるものとする。

(4) 発注者は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類：汚泥(脱水ケーキ)

提示する時期又は回数：1回/年

4 再委託の禁止

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者自らが、法令に定める再委託基準に従って行われることを確認し、広島市委託契約約款第4条第2項の規定に基づき再委託を承諾する場合を除くものとする。

5 委託業務終了報告

受注者は発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出するものとする。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、運搬区間に応じたマニフェストB2票で、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。(電子マニフェストの場合は、電子マニフェストシステム(JWNET)のシステム上で、収集・運搬業務は「運搬」、処分業務は「処分」が確認できること。)また、受注者は、広島市委託契約約款第12条第1項に規定する委託業務実施報告書を発注者に提出しなければならない。

6 業務の一時停止

(1) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、直ちに発注者に当該事由の内容及び発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知するものとする。発注者は、受注者が処理を適切に行えるようになるまでの間は、受注者に新たな処理の委託は行わないこととする。

(2) 発注者は受注者から前記(1)の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

7 委託契約金額・支払い

発注者は、受注者から広島市委託契約約款第13条第1項の規定による委託契約金額の請求を受けた時は、その日から起算して30日以内に委託契約金額を支払う。

8 契約の解除

(1) 発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。

(2) 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた

産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない

ア 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

- (ア) 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- (イ) 前記(ア)に掲げる業務を受注者が行うことが困難、又は受注者に行わせることが不相当と発注者が判断した場合は、受注者は業務を停止し、その産業廃棄物を発注者に引き渡さなければならない。
- (ウ) 前記(イ)において、発注者はその産業廃棄物の収集・運搬及び処分に要した費用を受注者に請求することができる。

イ 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

その産業廃棄物の取扱いについては、発注者と受注者とが協議して、これを定める。

9 履行期間

この契約は、履行期間を令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

汚泥に関する有害物質等試験結果（令和6年度）

千田水資源再生センター

試料名		脱水ケーキ(溶出)		
項目		平均	最大	最小
強熱減量	(%)	87.3	88.6	85.8
アルキル水銀	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
総水銀	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
カドミウム	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
鉛	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
有機りん	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
六価クロム	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
ひ素	(mg/l)	検出せず	0.007	検出せず
シアン	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
ポリ塩化ビフェニル	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
トリクロロエチレン	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
テトラクロロエチレン	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
ジクロロメタン	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
四塩化炭素	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
1, 2-ジクロロエタン	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
1, 1-ジクロロエチレン	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
シス-1, 2-ジクロロエチレン	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
1, 3-ジクロロプロペン	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
チウラム	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
シマジン	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
チオベンカルブ	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
ベンゼン	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
セレン	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず
1, 4-ジオキサン	(mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず

※注 強熱減量を除く項目は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」による試験結果

〔 参 考 〕

一般競争入札参加者 様

広島市下水道局 脱水ケーキ処理業務について

広島市下水道局

令和8年度において、広島市下水道局の各水資源再生センターより発生する脱水ケーキを、肥料化处理及びセメント化处理に分類し、セメント化に関する業務を下記のとおり予定しています。

広島市下水道局 脱水ケーキ処理業務 〔業務予定一覧表〕

令和8年1月13日現在

業 務 名	処理予定 数量 (ト/年)	入札区分	入札参加資格確認	公告日	入札書 提出期日	開札日時		契約担当課	履行期間
千田水資源再生センター脱水ケーキ処理業務その2 (セメント化) 〔単価契約〕	7,580	一般競争入札 (政府調達)	資格(前)確認	1月13日	2月25日	2月26日	10:00	千田水資源再生 センター	R8.4.1~R9.3.31
千田水資源再生センター脱水ケーキ処理業務その3 (セメント化) 〔単価契約〕	500	一般競争入札 (政府調達)	資格(後)確認	1月13日	2月25日	2月26日	10:30	千田水資源再生 センター	R8.4.1~R9.3.31
江波水資源再生センター脱水ケーキ処理業務その2 (セメント化) 〔単価契約〕	3,550	一般競争入札 (政府調達)	資格(前)確認	1月13日	2月25日	2月26日	11:00	江波水資源再生 センター	R8.4.1~R9.3.31
旭町水資源再生センター脱水ケーキ処理業務その3 (セメント化) 〔単価契約〕	2,870	一般競争入札 (政府調達)	資格(前)確認	1月13日	2月25日	2月26日	14:00	旭町水資源再生 センター	R8.4.1~R9.3.31
西部水資源再生センター脱水ケーキ処理業務 (セメント化) 〔単価契約〕	800	一般競争入札 (政府調達)	資格(前)確認	1月13日	2月25日	2月26日	15:00	西部水資源再生 センター	R8.4.1~R9.3.31

(注) 上記に示す、一般競争入札(脱水ケーキ処理業務)への参加については、本市の示す処理予定数量値、自社の処理能力値を勘案し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に違反すること等のないよう、適切な参加をお願いします。